

さくら市農業用資材等高騰対策事業助成金交付要項

(趣旨)

第1条 さくら市が実施する農業用資材等高騰対策事業助成金（以下「助成金」という。）については、この要項に定めるところにより交付する。

(目的)

第2条 農業用資材等の価格高騰により、厳しい経営状況に直面している市内農業者の負担を軽減し、営農を継続できるよう支援することにより、本市の農業の振興に資することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人、又は農業を営む法人であること
- (2) 令和6年分の農産物販売金額が10万円以上であること
- (3) 市税を滞納していないこと

(助成金の額)

第4条 助成金の額については、次のとおりとし、2つ以上を重複して申請することはできないものとする。

対象者	区 分	交付金額
個人	農産物販売金額が 10 万円以上 100 万円未満の者	10,000 円
	農産物販売金額が 100 万円以上 300 万円未満の者	30,000 円
	農産物販売金額が 300 万円以上 500 万円未満の者	50,000 円
	農産物販売金額が 500 万円以上 1,000 万円未満の者	80,000 円
	農産物販売金額が 1,000 万円以上の者	100,000 円
農業を営む法人	—	100,000 円

(助成金の交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者はさくら市農業用資材等高騰対策事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項で指定する必要書類は次のとおりとする。

対象者	必 要 書 類
個人	所得税青色申告決算書（農業所得用）の写し、または白色申告収支内訳書（農業所得用）の写し
農業を営む法人	決算報告書の写し
全員	振込先口座が確認できる通帳の写し

（交付決定）

第6条 市長は、助成金の交付を決定した場合は、第5条により申請書に記載された振込口座に振り込むものとする。なお、振込口座への入金をもって交付決定通知に代えるものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じなければならない。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） この要項に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不適當と認めるとき。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要項に基づき交付された助成金については、同日後もその効力を有する。